

茅ヶ崎市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 3 2 号

茅ヶ崎市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市認可地縁団体印鑑条例（平成 1 2 年茅ヶ崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「法第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定に基づき告示した事項に関し同条第 1 1 項」を「前条の規定により印鑑登録原票に登録された事項（同条第 3 号、第 4 号又は第 6 号から第 8 号までに掲げる事項に限る。以下この条において「登録事項」という。）に関し法第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項又は地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 1 8 条の 3 第 7 項」に改め、「印鑑登録原票の」を削る。

第 1 4 条中「地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「地方自治法施行規則第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。